

雇児発0114第2号
平成23年1月14日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う
児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援について

標記については、平成22年3月31日雇児発0331第19号本職通知の別紙「平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業運営指針」（以下「運営指針」という。）により行われているところであるが、今般、運営指針の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成22年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業運営指針新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(事業実施者の留意事項)</p> <p>第10条 事業実施者は、助成を受けた特別支援事業費について、第1条の趣旨に従って用いなければならない。</p> <p>2 事業実施者は、対象児童ごとに、当該児童に係る特別支援事業費を管理し、助成額及び支出の内容を明らかにしておかなければならない。</p> <p>3 特別支援事業費の対象経費は、対象児童に係る物品等の購入に係わる経費の他、対象児童の趣味、会食、旅行等の活動や対象児童の貯蓄に要する経費とするが、事業実施については、対象児童の希望を聞くなど十分配慮しなければならない。</p> <p>4 <u>前項の対象児童の貯蓄について、特別支援事業費を対象児童の貯蓄に充てる場合の取扱い及び当該貯蓄の管理に関する必要な事項は、これを別に定める。</u></p> <p>第11条～第13条 (略)</p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(事業実施者の留意事項)</p> <p>第10条 事業実施者は、助成を受けた特別支援事業費について、第1条の趣旨に従って用いなければならない。</p> <p>2 事業実施者は、対象児童ごとに、当該児童に係る特別支援事業費を管理し、助成額及び支出の内容を明らかにしておかなければならない。</p> <p>3 特別支援事業費の対象経費は、対象児童に係る物品等の購入に係わる経費の他、対象児童の趣味、会食、旅行等の活動に要する経費(金銭給付を除く。)とするが、事業実施については、対象児童の希望を聞くなど十分配慮しなければならない。</p> <p>第11条～第13条 (略)</p>